

主 文
原判決中被告人らに関する部分を破棄する。
被告人Aを懲役三月に、同B、同Cを各懲役二月に処する。
被告人A、同Bおよび同Cに対し、この裁判確定の日から二年間、それ
ぞれその刑の執行を猶予する。

理 由
本件各控訴の趣意は、記録に綴つてある弁護人土田嘉平作成名義の控訴趣意書に
記載のとおりであり、これに対する答弁は、高松高等検察庁検察官検事中村利彦作
成名義の答弁書に記載のとおりであるから、ここにこれらを引用する。

控訴趣意第二点（理由不備）について
所論は、原判示第一の公務執行妨害の事実についての理由不備の主張であつて、
要するに、刑法九十五条一項の公務執行妨害罪の判示には、公務員の適法な公務の執
行の内容がわかる程度に記載することが必要であるのに、原判決は、判示第一ない
し第五の事実全体に係ると認められる判示のような前文を摘示し、その末尾におい
て、「右調査を実施するに当り」と判示し、判示第一の公務執行妨害の事実摘示
で、「もつて、同係長等四名（前記Dを除く）に前記実態調査活動を断念させて、
同人等の公務の執行を妨害し」と認定判示しているに過ぎないのであるから、右判
示事実からは公務である実態調査の内容が全く判明しないし、また、「右調査を実
施するに当り」との判示は、全くあいまいで、それが実態調査の実施前の準備段
階をさすのか、それともその実施中をさすのかどうかすら窺い知ることができない
のであつて、原判決の事実摘示は「判決に理由を附せず、又は理由にくいちが
いがある」場合にあたるから、とうてい破棄を免れない、というのである。

〈要旨〉よつて、按ずるに、およそ、公務執行妨害罪（刑法九十五条一項）の罪とな
るべき事実のうち「公務員ノ職務ノ執行スルニ当リ」との点に関する判示に
は、その公務の執行を妨害されたとする公務員の職務権限ならびにその職務の執行
につき後記説示のいかなる段階にあつたかをその内容が特定できる程度に具体的
に判示することが必要であると解するのが相当である。

そこで、記録を調査して検討するに、原判決は、『被告人らは、いずれも高岡郡
a町b地区に居住し、被告人Bを除き、生活保護法による保護費受給者であるが、
同法に基づき生活保護の実施に関する職務を担当している高知県事務吏員の高岡郡
福祉事務所保護第一係長E、同保護第二係長F、同保護第一係主幹G、同第二係主
事Dおよび同保護第二係主事Hが、昭和四三年一月一二日午前九時五〇分ごろ、右
c地区における被保護世帯の実態調査の目的をもつて同地区に赴き、右調査を実
施するに当り、第一、被告人A、同Bおよび同Cは共謀のうえ、右c地区a町立I共
同作業所前広場（原判決に「共同作業所」とあるのは「共同作業所前広場」の誤記
と認める。）において、被告人Aが右E係長に対し、「おんしら何しに来た。タベ
言うたとおりに投書の主を言わにや調査させんぞ。それとも投書の主を言うか。帰
れ、帰れ。」等の趣旨のことを怒号しながら、同係長の胸倉をつかんでゆすぶり突
くなどして暴行し、被告人Bが上着を脱ぎ捨て、同係長に対し、「わしの保護を打
ち切つたのは誰なら。許さんぞ。」と怒号しながら、丸太棒を振り上げ危害を加え
かねない氣勢を示して脅迫し、被告人Cが同係長らに対し、「おんしら一列に並
べ。俺が車で轢き殺しちやる。」との趣旨のことを申し向けて脅迫し、もつて同係
長ら四名（前記Dを除く）に前記実態調査活動を断念させて、同人らの公務の執行
を妨害し』た旨の事実を判示認定している。よつて、判断するに、原判決は、同判
示のE係長らの職務権限についてはこれを判示しているけれども、同係長らの職務
執行行為の内容については具体的にこれを判示することなく、単に、「c地区にお
ける被保護世帯の実態調査の目的をもつて同地区に赴き、右調査を実施するに当
り」と判示するのみである。よつて、原判決の判示するいわゆる実態調査について
考えてみるに、生活保護法二八条一項が、「保護の実施機関は、保護の決定又は実
施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査す
るために、要保護者について、当該吏員に、その居住の場所に立ち入り、これらの
事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若し
しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」旨規定し、生活保護
の実施に関する職務を担当する吏員に、個々の要保護者の居住する場所への立入調
査の権限を認めていることに徴すると、原判示の前記実態調査が同法条の右立入調
査をさすことは明ら〈要旨〉かである。しかしながら、原判示からは、E係長らの職
務執行行為として、同人らが、共同作業所前広場に〈要旨〉において、いかなる要保護
者に対し、どのような立入調査を現に実施中と認定したのか、それともいままさに

実態調査に着手しようとしている場合であると認定したのか、もしくは実態調査に
接着する準備中の行為を認定したのか、あるいは実態調査の終了した直後の段階の
行為を認定したのか明らかでなく、そのいずれを認定したのか理解することができ
ないから、公務員の職務を執行するに当りとの点についての事実摘示に関しての前
記説示の要件をみたしていないというほかはない。そうすると、原判決は、被告人
らに対する公務執行妨害の罪となるべき事実の判示としては不十分であり、原判決
には理由不備の違法があるといわざるをえない。したがって、右論旨は理由があ
り、被告人らに対する原判決はこの点において全部破棄を免れない。

控訴趣意第一点（事実誤認）について

一 原判示第一の事実について

所論は、要するに、（一）原判示の高岡郡福祉事務所保護第一係長Eらは、同判
示の共同作業所前広場において、生活保護法二八条一項の実態調査をしているもの
ではなく、c地区の役員である被告人Aらに対し、投書を主たる資料とする保護打
切りについて協力要請をしていたに過ぎず、したがって適法な権限に基づく公務の
執行でないのに、これを公務の執行であると認定した原判決には事実誤認の過誤が
あり、（二）被告人Aは、E係長に対し、両手で他人の体を持つて向きをかえるよ
うに動かし、後姿になつた他人を二、三回押すように突いて帰るよう促したに過ぎ
ないのに、原判決が原審証人Eらの誇張にみちた供述をたやすく信用して同判示の
事実を認定したのは事実を誤認したものであり、（三）被告人Bは、E係長に対
し、丸太棒を振りあげ、危害を加えかねない氣勢を示して脅迫した事実は全くない
のに、原判決が同判示の事実を認定したのは事実を誤認したものであり、（四）被
告人Cは、E係長らから約三〇メートル離れた地点で自動車の洗車をしていた同判
示のような脅迫を加えた事実はないのに、原判決が同判示の事実を認定したのは事
実を誤認したものであり、右の各事実誤認が判決に影響をおよぼすことは明らか
である、というのである。

よつて、記録を調査し、当審における事実取調の結果を参酌して、以下順次検討
することとする。

まず、所論の（一）について按ずるに、およそ、刑法九五条一項は、公務員の執
行する公務を保護し、公務の〈要旨〉執行が妨害されないことを担保する規定である
から、同条項にいわゆる「職務ヲ執行スルニ当リ」とは、公〈要旨〉務員が現にその
職務の執行中である場合だけではなく、たとえ職務の執行中ではなくとも、今まさに
その職務の執行に着手しようとしている場合、職務の執行に接着している限り職務
執行の準備中の段階にある場合、ならびに、職務執行の終了した直後の段階にある
場合をも包含するものと解するのが相当である。そこで、本件についてこれをみる
に、原判決挙示の關係各証拠と当審証人Eの当審公判廷における供述とを総合する
と、（1）原判示の高岡郡a町bc地区は、本件発生当時約一五〇世帯であつたが
そのうち一三三世帯が生活保護法による保護を受ける被保護世帯で保護率が極めて
高かつたところ、右地区の所管事務所である高岡郡福祉事務所の係官が昭和四二年
十一月および二月の定例訪問によつて実態調査をした結果、一部の同部落民から
の投書ならびにその他の資料によると前記被保護世帯中にはかなりの不正受給者が
存在する疑が生じていたこと、（2）同事務所の所長J、保護第一係長E、保護第
二係長Fほか五名の職員は、生活保護法二八条一項にもとづく昭和四三年一月の定
例実態調査実施計画に従い、同郡a町のd、e、cの三地区の実態調査を同月一
日、一二日の両日に実施する予定で同地区に出張し、一日に予定どおりd、e
両地区の調査を終了し、二日にはc地区の調査を実施することとなつたこと、
（3）前記J所長およびE、F両係長の三名は、従前から同地区には民生委員も選
任されていなかった事情もあつて生活保護の適正な受給を推進するため同地区の部
落総代やその他の役員に協力を得ていたので、一日の午後c地区に赴き、当初は
前記共同作業所前広場で引き続きK旅館において、部落総代Lおよび被告人Aら地
区役員に対し一二日に実施する実態調査につき協力方を要請して話し合つたが、結
局、協力する旨の承諾は得られず、投書者の氏名を明らかにしない限り実態調査
は一切応じないということで話し合ひは決裂するに至つたこと、（4）右のような
状況であつたため、一二日のc地区の実態調査の実施にあつては紛争や混乱の発
生することが予想されたので、J所長らは所属上級庁である高知県厚生労働部厚生
課に右状況を報告してc地区の実態調査の遂行に関して指示を受けるとともに福祉
事務所側としての態度等を協議した結果、定例の訪問調査であるし、調査にくるの
を待っている被保護世帯もあることであるから、予定どおり調査することとしてc
地区内に入り、実力で調査を阻止されあるいは暴行を受けて身に危険が生ずるな

てとうてい信用できない。

そこで、所論の(三)について考えてみるに、原判決挙示の被告人Bの司法警察員に対する昭和四三年一月二二日付、同月二三日付、同月二六日付、同月三〇日付および検察官に対する同月二九日付各供述調書、原審第一七回公判調書中の同被告人の供述記載、同被告人の当審公判廷における供述によると、被告人Bは、原判示のとおり、Eに対し、「わしの保護を打ち切つたのは誰なら。許さんぞ。」「所長を呼べ。」などと怒号しながら、丸太棒(長さ約六〇センチメートル、直径約四ないし五センチメートル)を振り上げた事実を自白しているのであり、同被告人の右自白は、原判決挙示の原審証人E、同F、同G、同Hの各供述によつて十分裏付けられるのであつて、所論指摘の原審証人Qの供述(第一三回公判調書中の同証人の供述記載)は前記各証拠に照らしてとうてい信用できない。そして、被告人Bの原判示の脅迫は、被告人Aおよび同Cと意思相通じて行なわれたもので、公務の執行を妨害するに足る脅迫にあたることは明らかである。

そこで次に、所論の(四)について考えてみるに、原判決挙示の各証拠のほか、司法警察員作成の検証調書(記録一、一六〇丁)、原審の検証調書(記録一、〇八九丁)を総合すると、被告人Cは、原判示の共同作業所前附近広場で自動車の掃除をしながら、被告人A、同Bと意思相通じ、約八メートル離れた地点にいた原判示のEほか三名に対し、「おんしら一列に並べ。俺が車で轢き殺しちやろ。」と怒号している事実が優に認められる。所論は、原審証人E、同Fの兩名は、被告人Cの発した右言辞の内容を聞きとつていないのに、同人らと同じ場所にいた原審証人G、同Hの兩名のみが前記の言辞を聞きとつたというのであるから、同証人兩名の供述は疑わしい旨主張するが、原審第七回公判調書中の証人G(記録六九六丁)、同H(記録七八一丁)の各供述記載を仔細に検討すると、同人らは、被告人Cから前記の言辞をあびせられ、こわかつた旨前後一貫した供述をしているのであつて、同人らの供述に疑をさしはさむ余地はないから、前記証人E、同F消が被告人Cの右文言を聞いていないからといつて、証人G、同Hの各供述が信用できないというのはあたらない。被告人Cは、原審(第一七回公判調書中同被告人の供述記載、記録一、五六五丁)および当審公判廷において、原判示のような脅迫文言を申し向けたことはない旨供述するが、右供述は、前記G、H各証人の供述に照らしてとうてい信用できない。

以上説示のとおりであつて、原判示第一の事実に関する各証拠を総合すると、原判示第一の事実は優に肯認できるのであり、右事実にほ所論のような事実誤認は認められない。

二 原判示第三の事実について

所論は、要するに、原判決が認定するように、被告人Aが同判示のE係長に対して暴行を加えた事実は全くないのかかわらず、原判決が同判示の事実を認定したのは事実を誤認したものであり、この事実誤認が判決に影響をおよぼすことは明らかである、というのである。

そこで、記録を調査し、当審における事実取調の結果を参酌して検討するに、原判決挙示の原審証人E、同Fの各供述のほか当審証人Eの当公判廷における供述を総合すると、被告人Aは、原判示のDが同判示のR方で同人と話合っているのを目撃するや、右Dが実態調査をしているものと考え、実態調査を断念して引きあげていたEを右R方前に連行したうえ、右EがDが調査したのは悪かつたと謝罪をしたのかかわらず、右Eに対し、「約束が違うじゃないか。Dが調査しよつたじゃないか。」と怒鳴りながら、その胸倉をつかんでゆすぶり、後頭部を附近の壁に打ち当て、左頬を殴打し、足で蹴つた事実が認められる。被告人Aは、原審(第一六回公判調書中の同被告人の供述、記録一、四七一丁)および当審公判廷において、右Eが悪かつたと言つたので、悪かつたのなら帰れといつて溝の方にいた同人の胸倉をとつて道路の方へ引張り出したに過ぎず、暴行を加えていない旨供述するが、同人に暴行を加えていないとの右供述は前記各証人の供述に対比して信用できない。したがつて、この点についての右論旨は理由がない。

控訴趣意第三点(法令の解釈適用の誤り)について

所論は、原判示第一の事実に関する法令の解釈適用の誤りの主張であつて、要するに、原判示の実態調査は違法なものであるのに、右実態調査が刑法九五条一項の公務の執行にあたるとして同法条を適用した原判決には同法条の解釈適用を誤つた違法があり、この法令の解釈適用の誤りが判決に影響をおよぼすことは明らかである、というのである。

しかしながら、原判示のEらの実態調査ならびにこれに接着する準備行為が適法

であつてこれが刑法九五条一項にいう職務の執行にあたることは前記説示のとおりであり、記録を精査しても、原判示の実態調査が所論がいうように投書を主たる資料とする保護打切りのための違法な調査であるとはとうてい認められないし、右主張を認めるに足る資料はなにもない。したがつて、右論旨は理由がない。

以上説示のとおりであつて、原判決には判示第一の事実について理由不備の違法があり、しかも原判決は、被告人Aについて右の事実と原判示第三の事実とを併合罪として処断しているから、原判決中被告人らに関する部分はその全部につき破棄を免れない。

よつて、刑訴法三九七条一項、三七八条四号により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書により、当裁判所において直ちに判決する。

(罪となるべき事実)

第一 被告人らは、いずれも高知県高岡郡a町b地区に居住し、被告人Bを除き、生活保護法による保護費受給者であるが、同法に基づき生活保護の実施に関する職務を担当している高知県事務吏員の高岡郡福祉事務所保護第一係長E、同保護第二係長F、同保護第一係主幹G、同保護第二係主事Hが、昭和四三年一月一二日午前九時五〇分ごろ、右c地区における被保護世帯に對する同法二八条一項に基づき実態調査を実施する目的で同地区に赴き、被保護世帯に立ち入るに先立ち、従来この慣例に従つて部落総代Lに実態調査を開始する旨の挨拶をすべく同地方に向かつていた際、被告人ら三名は共謀のうへ、右E係長らがまさにも実態調査を実施しようとして前記の目的でL方に赴いているものであることを知りながら、c地区a町立I共同作業所前広場において、被告人Aが、前記E係長に對し、「おんしら何しに來た。ゆうべ言うたとおりに投書の主を言わにや調査せんぞ。それとも投書の主を言うか。帰れ、帰れ。」などと怒号しながら、同係長の胸倉をつかんでゆうぶり突くなどの暴行を加え、被告人Bが上着を脱ぎ捨て、同係長に對し、「わしの保護を打ち切つたのは誰なら。許さんぞ。」と怒号しながら、丸太棒(長さ約六〇センチメートル、直径約四ないし五センチメートル)を振り上げ危害を加えかねない氣勢を示して脅迫し、被告人Cが同係長らに對し、「おんしら一列に並べ。俺が車で轢き殺しちやろ。」などと申し向けて脅迫し、もつて同係長ら四名の前記の職務の執行を妨害したものである。

(なお、原判示第三の事実については、原判示冒頭のうち「右調査を実施するに当り」の部分を除く。)

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

被告人らの判示第一の所為はいずれも刑法九五条一項、六〇条に、原判決の認定した被告人Aの原判示第三の所為は刑法二〇八条(さらに、刑法六条、一〇条により昭和四七年法律第六一号による改正前の罰金等臨時措置法三条一項一号)にそれぞれ該当するので、所定刑中いずれも懲役刑を選択し、被告人Aの以上の各罪は刑法四五条前段の併合罪であるから同法四七条本文、一〇条により重い判示第一の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で、被告人Aを懲役三月に処し、被告人B、同Cについては所定刑期の範囲内で、同被告人兩名をそれぞれ懲役二月に処すべく、被告人三名に對し、情状により刑法二五条一項を適用してこの裁判の確定した日から二年間右各刑の執行を猶予し、原審および当審における訴訟費用は、刑訴法一八一条一項但書により被告人らに負担させないこととする。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 木原繁季 裁判官 秋山正雄 裁判官 山口茂一)